

2019年6月7日

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳 様

神戸市教職員組合  
執行委員長 渡邊 健

## 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続にむけた 国への働きかけの要請について

日頃から教育諸条件の整備並びに拡充に向け、ご尽力されていることに心から敬意を表します。

さて、東日本大震災から8年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。

具体的には、幼稚園等、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体を実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で負担・支援するものです。2011年度の国の補正予算において、2014年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。2015年度以降は基金方式ではないものの「被災児童生徒就学支援等事業」として継続されています。

交付金での事業を受けている子どもは全国で2014年度に47,463人となっており、兵庫県でも2018年度に20人が支援を受けています。兵庫県をはじめ、被災地以外の学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

事業にかかる予算は単年度主義のため今後は自治体負担増となることも危惧されます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。地方からも制度継続の必要性を中央に届けるとりくみが重要となります。

こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

### 記

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、2020年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」を継続するよう、国へ要望すること。

以上